

奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画 概要版

1. 計画策定の背景及び目的（本文 p.1）

春日大社境内、奈良公園及びその周辺のシカは、古来春日大社の神鹿として愛護されており、奈良市※一円に生息するニホンジカ（以下、「シカ」）は、国の天然記念物に指定されている。

天然記念物指定以後では、鹿害訴訟の和解条項に基づき、シカの生息地を地区区分し、保護管理を行っている。しかし、鹿害防止として防鹿柵設置を行ってきたにも関わらず、依然として農作物被害が生じている。

このような状況の下、奈良県では「奈良のシカ保護管理計画検討委員会」を設置し、奈良のシカの「保護」に重きをおいた施策を進めている。

平成 28 年 3 月には、地区区分及び保護管理の指導基準について、現状の実態に即して見直し、「保護地区」（A、B、C 地区）と「管理地区」（D 地区）に区分に整理し、「奈良のシカ保護管理計画」を策定することとした。このうち、管理地区となる D 地区も A、B、C 地区と同様に農林業を含めた地域との共生を目指す地区であることに変わりはないが、近年はシカの個体数が急激に増加し、それに伴って農林業被害も増加している。それらの管理が緊急な課題となっていることから、本計画である奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画を策定することとした。

2. 管理すべき鳥獣の種類（本文 p.1）

ニホンジカ（*Cervus nippon*）※

※ 天然記念物「奈良のシカ」（奈良市（平成 17 年 4 月の合併前の区域）一円に生息）のうち、保護管理のための地区区分の D 地区に生息するもの

3. 計画の期間（本文 p.2）

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

4. 第二種特定鳥獣の管理を行う地域（本文 p.2）

天然記念物「奈良のシカ」の保護管理のための地区区分のうち、D 地区（面積約 184km²）（図 1）

5. 計画の目的（本文 p.3）

- (1) 天然記念物「奈良のシカ」個体群の健全な維持
- (2) 農林業被害の軽減及び被害地域の拡大抑制
- (3) 森林生態系への影響抑制
- (4) 生活環境被害の軽減

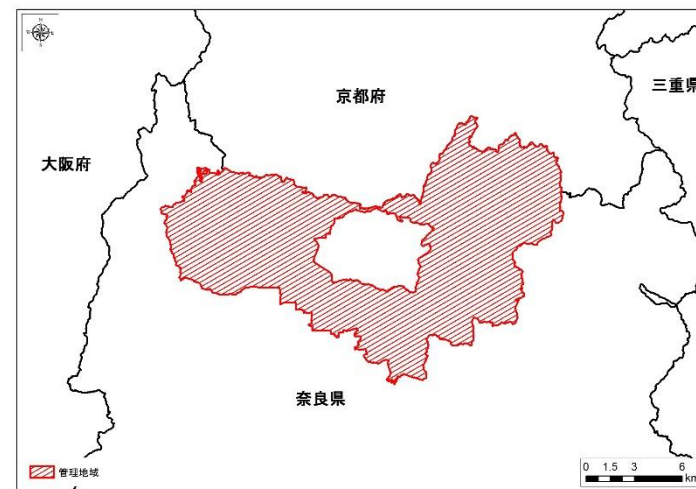


図 1 管理を行う地域

6. これまでの取り組みと評価（本文 p.3～）

(1) 天然記念物指定〈昭和 32 年 9 月 18 日〉（本文 p.3）

文化財保護法における指定基準のうち、動物の部第 3「自然環境における特有の動物又は動物群聚」として地域を定めず指定されている。

(2) 保護管理の現状と課題（本文 p.4）

天然記念物指定後、鹿害訴訟の和解条項により、シカの生息地を地区区分し、保護管理をおこなっている。しかし、鹿害防止として防鹿柵設置を行ってきたにも関わらず、依然として農作物被害が生じている。

(3) 保護管理基準と地区区分の見直し（本文 p.5～）

天然記念物「奈良のシカ」の保護をさらに強化し、人との共生を図るために、「保護地区」と「管理地区」に整理し、保護管理を進める。D 地区については、第二種特定鳥獣管理計画により管理を行う。

表 「奈良のシカ」の新たな保護・管理地区の地区区分の位置づけ

保護管理区分	地区区分	地区区分の位置づけ
保護地区	重点保護地区	A 地区 春日大社境内等、古来、春日大社の神鹿として保護されてきた歴史的経緯を踏まえた、天然記念物指定の趣旨に合致する保護すべき「奈良のシカ」（以下、保護すべき「奈良のシカ」）の、保護の中心地域。
	準重点保護地区	B 地区 春日山原始林および重点保護地区周辺の市街地等、保護すべき「奈良のシカ」の主な行動圏となる保護地域。
	保護管理地区	C 地区 保護すべき「奈良のシカ」の分布周辺地域。「準重点保護地区：B 地区」と「管理地区：D 地区」との緩衝地域として、保護を中心としながら、農林業被害状況に応じて柔軟な対応を行う。
管理地区	D 地区	保護すべき「奈良のシカ」と人との共生を目指す地域。第二種特定鳥獣管理計画により管理を行い、農林業被害防止を図るとともに、「奈良のシカ」の保護の強化に寄与する。

7. 生息の現状（本文 p.8～）

(1) 生息環境（本文 p.8～）

本計画の対象地は、京都府に接しており、東部は森林、西部は市街地等が大部分を占めている。積雪は比較的少なく、シカの生息に適した地域と考えられる。文化財保護法、鳥獣保護管理法による捕獲規制等が図られている。

(2) 生息状況（本文 p.13～）

1) 分布状況（本文 p.13）

奈良市におけるシカは奈良公園及びその周辺に孤立して生息していた。近年、奈良県全域でシカの分布は拡大しており、奈良市でも分布域が拡大傾向にある。

2) 生息密度（本文 p.14～）

平成 28 年 4 月の糞粒法調査結果から推定された計画対象地域における平均生息密度は 13.6 頭/km²であり、A、B 地区に近いほど生息密度が高く、離れるほど生息密度が低くなる傾向が見られる。

3) 奈良市および周辺地域のシカの遺伝的特性（本文 p.17～）

奈良公園を含めた奈良市に生息するシカは、隣接地域に生息するシカとは遺伝的に区分できる分集団であることが示唆されているが、D 地区外縁部と周辺地域のシカは遺伝的にも常に交流している。

4) D地区内及び計画対象地周辺部における捕獲状況(本文 p. 19~)

D地区内におけるシカの捕獲は、鹿害訴訟の和解以降、天然記念物の保護上支障を及ぼす恐れのない場合には許可されていることになっているが、これまでに捕獲が実施されたことはない。天理市等D地区に隣接している地域では、捕獲頭数が増加傾向にある。

5) 奈良のシカの生態的特性(奈良公園中心部における調査による)(本文 p. 22~)

奈良公園とその周辺に生息するシカは、少子高齢集団であることが特性となっている。食性はシバに強く依存している。高密度に生息していることから、貧栄養状態とされているが、人の給餌などから、野生個体と比べてはるかに低い栄養状態でも生存可能となっている。

(3) 被害及び被害防除状況(本文 p. 29~)

奈良市におけるシカによる農作物被害状況については、奈良市東部において水稻、畑地の豆類、野菜類、イモ類の他、植木や花木、果樹園の果樹、竹林のタケノコ等の被害があり、発生時期も通年となっている。

林業被害、森林生態系への影響については、現時点で実態が明らかとなっていない。生活環境被害については、家庭菜園・植栽被害が生じている。

農作物被害対策として奈良市の補助および農家の自助努力による防鹿柵の設置によってシカの侵入防止が図られているが、農作物被害は依然として発生している。防鹿柵は、非閉鎖型のものの多くは、シカの侵入を許し、農作物被害防除効果は少ないものと考えられる。

8. 管理の目標(本文 p. 38)

本計画の対象地域であるD地区は、農林業を含めた地域との共生を目指す地区として位置づけ、保護地区の「奈良のシカ」の保護上支障の恐れのない範囲で、農林業被害、森林生態系への影響、生活環境被害等の軋轢を許容レベルまで低減を図る。

9. 目標を達成するための施策の基本的な考え方(本文 p. 38)

- ・天然記念物であることを鑑み、被害地における防鹿柵の設置や生息環境管理等の被害防除対策により軋轢を低減させることを基本とする。
- ・これらの防除対策を講じても、被害が軽減しない場合において、被害地周辺の加害個体あるいはその可能性が高い個体の捕獲を実施する。
- ・被害状況や生息状況等のモニタリングを実施し、計画の見直しを図る順応的管理を行う。
- ・上記施策を、毎年度、実施計画を作成し、実施する。

10. 被害防除(本文 p. 39)

- ・農業被害については、被害状況に合わせた防鹿柵を設置するとともに、餌場や隠れ場を減らし、耕作地や集落にシカが出没しにくい環境管理を促進する。
- ・林業被害、森林生態系への影響、生活環境被害については、実態を明らかにした上で検討、実施する。

1.1. 第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項(本文 p. 40)

(1) 捕獲についての方針(本文 p. 40)

- ・保護地区の天然記念物「奈良のシカ」の保護上支障となる恐れのない範囲で捕獲を実施
- ・被害防除対策を講じている地域において、被害が軽減しない場合に、モニタリング結果等を踏まえ、被害地周辺の加害個体あるいはその可能性が高い個体の管理を目的とした捕獲を実施
- ・モニタリングにより生息実態及び被害状況を把握し、捕獲の必要性の有無を毎年度検討

(2) 捕獲に係る手続き(本文 p. 40~)

捕獲にあたっては、奈良県に、「第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的」許可申請及び、文化庁長官に、文化財保護法に基づく現状変更許可申請を行い、許可を得た上で実施する。

1.2. モニタリング(本文 p. 42)

計画目標の達成状況の評価、実施計画の検討を行うため、シカによる被害状況の把握とともに、シカの生息状況、捕獲個体についての情報についてモニタリング調査を実施する。

1.3. その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項(本文 p. 43)

(1) モニタリング等調査研究の情報共有(本文 p. 43)

モニタリング調査によって得られた各種情報は、奈良のシカ保護管理計画検討委員会及び奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画検討ワーキンググループ等、関係機関等による会議を中心に情報を共有し、奈良のシカの保護に活用する。

(2) 計画の実施体制と合意形成(本文 p. 43)

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室が主体となり、以下の体制で実施する。

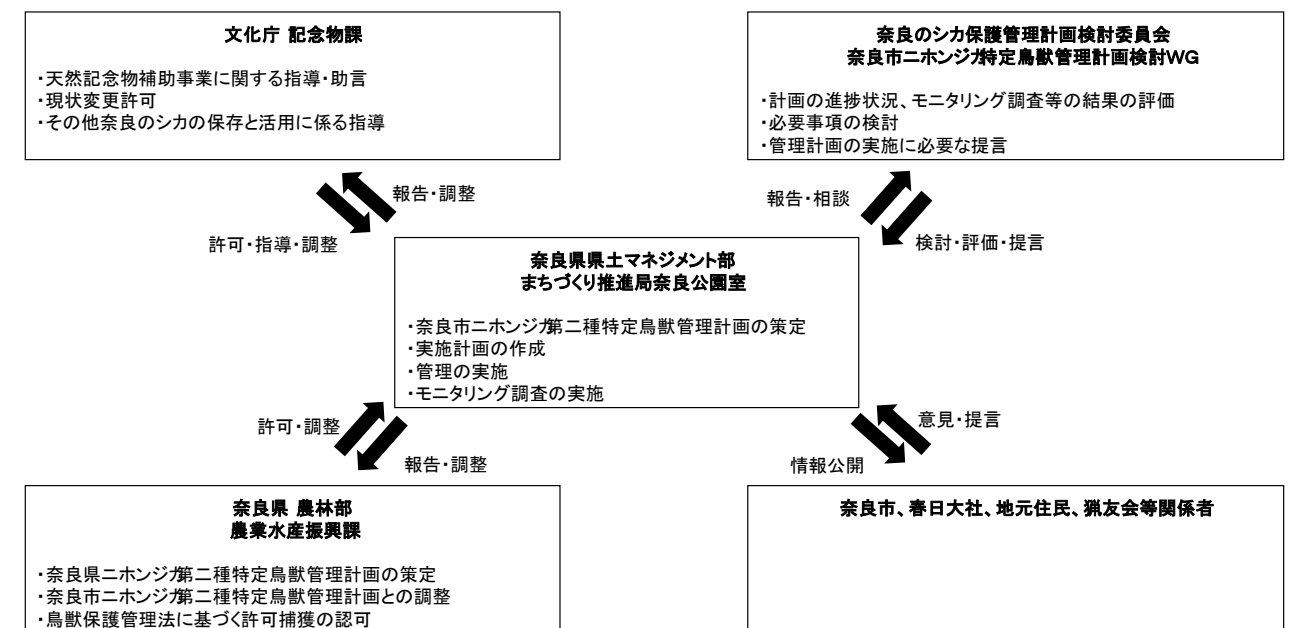


図2 計画の実施体制